

大阪広域環境施設組合規則第14号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休日) 第4条 [略] 2 会計年度任用短時間勤務職員の休日については、 <u>法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の例による。	(休日) 第4条 [同左] 2 会計年度任用短時間勤務職員の休日については、 <u>法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の例による。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則は、令和5年4月1日から適用する。